

農林水産商工常任委員会資料

(平成25年4月19日)

件 名

- 1 平成24年度取扱事件等の概要について …………… 1

労働委員会事務局

平成24年度取扱事件等の概要について

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

該当なし

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成24年度取扱分 … 3件

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
24年 (調) 2号	A争議 (A労働組合)	調停	H24. 5.2	配置転換の撤回	H24. 6.22	解決	1回	(公)太田 (公)石黒 (労)五十嵐 (使)江尻

<申請に至る経緯>

- 事業所の統廃合について労使協議・同意事項とする労働協約があるにもかかわらず、使用者(被申請者)が労働組合(申請者)の同意を得ることなく事業所の統廃合を実施し、また、事業所の統廃合に伴う組合員の配置転換を発令したとして、労働組合が当該組合員の配置転換の撤回を調整事項として調停を申請したものである。

<主な主張点>

- 労働組合側： 事業所の統廃合及び組合員の配置転換について組合の同意を得るべきであるにもかかわらず、組合の同意を得ないまま事業所の統廃合を実施し、組合員の配置転換を発令したことは労働協約違反である。使用者は、いずれも経営側の専権事項であり組合の同意は必要ないと主張し、説明さえも尽くそうとしない。
- 使用者側： 人事案件は組合の同意を要さない経営側の専権事項であるし、組合員の配置転換は労働協約上の労使協議事項にも当たらない。なお、これまで団体交渉には誠実に対応してきた。

<事件の経過>

- 5月9日 調停委員を指名し、調停を開始した。
- 5月27日 第1回調停委員会 労使双方から意見聴取を行った後、調整事項に関する労働協約の解釈と団体交渉の対象について調停案を提示した。
- 6月22日 労使双方が調停案を受諾し、事件は解決した。

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
24年 (調) 3号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	H24. 11.22	団体交渉の促進 職場環境の改善	H25. 2.17	解決	3回	(公)太田 (労)本川 (使)江尻

<申請に至る経緯>

- 使用者（被申請者）の組織再編に伴い職種転換及び配置転換等組合員の労働条件に重大な変更が生じるに至り、また、職場でパワーハラスメントが発生していると思われることについて、労働組合（申請者）が団体交渉を求めたにもかかわらず実質的な話し合いが進展しないとしているとして、労働組合が団体交渉の促進及び職場環境の改善を調整事項としてあっせんで申請したものである。

<主な主張点>

- 労働組合側： 懸案事項について再三の団体交渉を申し入れたにもかかわらず、使用者は団体交渉に応じようとしめない。使用者のパワーハラスメント行為を改め、職場環境の改善を図りたい。
- 使用者側： 団体交渉を行おうと努力しているが、組合との団体交渉のルールが整備されていないため、団体交渉が進まない。パワーハラスメント行為があるとは認識していない。

<事件の経過>

- 12月23日 第1回あっせん 調整事項について、これまでの団体交渉の経過・方法等を労使双方に確認したところ、団体交渉に対する双方の認識に相違があったため、団体交渉ルールの合意形成を図る必要について助言した。
- 1月20日 第2回あっせん 労働組合から提示された団体交渉ルール（案）について、あっせん員立ち会いのもとに、労使双方による団体交渉（立ち会い団交）を行い、団体交渉ルールの合意形成を促した。
- 2月17日 第3回あっせん 第2回あっせんの立ち会い団交を踏まえ、団体交渉ルール（案）について、再度立ち会い団交を行った結果、団体交渉ルールの合意が見込めたので、団体交渉ルールの確認書を双方が締結するとともに、職場環境の改善については、締結した団体交渉ルールの下に団体交渉を行い早急な解決を図る旨のあっせん案を提示したところ、双方受諾し、事件は解決した。

事件番号	事件名(申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	終結月日	終結区分	調整回数	調整員
25年(調)1号	C 争議 (C 労働組合)	あっせん	H25.1.28	団体交渉の促進 事業所別不平等 処遇の改善	—	[係属中]	—	(公)河本 (労)小椋 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 労働組合(申請者)が団体交渉を求めたにもかかわらず使用者(被申請者)が交渉延期回答を繰り返しているとして、労働組合が団体交渉の促進及び事業所別の不平等処遇の改善を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○ 労働組合側： 団体交渉を申し入れたにもかかわらず、使用者は業務多忙を理由として応じないので、誠実に交渉のテーブルについてほしい。特に、休日、休憩時間の取扱が事業所ごとに異なり、不平等なので是正について交渉に応じてほしい。</p> <p>○ 使用者側： 団体交渉を意図的に延ばしてはいない。各事業所は業務の性質がかなり異なっているので、不平等の処遇にあるという認識は持っていない。</p> <p><事件の経過></p> <p>○ 3月7日 第1回あっせん 今回の調整事項に係るこれまでの団体交渉の経過・方法及び休日・休憩時間の取扱等について、労使双方から主張を確認したところ、双方の認識に隔たりが見られたため、団体交渉についての共通認識や団体交渉ルールの合意形成を図る必要が窺われた。</p> <p>○ 3月25日 第2回あっせん 労働組合から提示された団体交渉ルール(案)について、労使双方から意見聴取を行い、双方の主張を確認した。</p>								

3. 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成24年度取扱分・・・32件

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
24年(個)8号	労働者	退職の申し入れに関する話合い	3.6	4.7	解決(33日)	1回	解決金の支払等で合意
24年(個)9号	労働者	離職理由の修正及び未払賃金等の請求	3.26	4.16	取下げ(22日)	—	申請者があっせんで継続しない旨を表明

事件 番号	申請者	あつせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あつ せん 回数	あつせん結果 打切り理由等
24年 (個) 10号	使用者	共同経営の解消に関する話し合い	3.30	5.8	解決 (40日)	—	実情調査を契機に自主解決
24年 (個) 11号	労働者	勤務継続断念に伴う生活補償の請求	4.5	4.26	解決 (21日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 12号	労働者	未払賃金の請求	6.7	7.3	解決 (27日)	—	実情調査を契機に自主解決
24年 (個) 13号	労働者	離職に伴う謝罪及び損害賠償の請求	6.18	7.9	解決 (22日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 14号	労働者	職場環境の改善	6.18	6.27	取下げ (10日)	—	申請者があつせんを継続しない旨を表明
24年 (個) 15号	労働者	離職に関する話し合い	6.27	7.21	解決 (25日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 16号	労働者	職場環境等に関する話し合い	7.11	12.14	解決 (108日)	5回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 17号	労働者	従業員としての地位確認及び休業補償の請求	7.13	7.30	打切り (18日)	1回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
24年 (個) 18号	労働者	懲戒解雇の撤回	7.18	8.9	解決 (23日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 19号	労働者	退職に関する話し合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 20号	労働者	退職に関する話し合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 21号	労働者	退職に関する話し合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 22号	労働者	セクハラに対する話し合い	7.30	8.24	解決 (26日)	1回	遺憾の意の表明及び解決金の支払等で合意

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打切り理由等
24年 (個) 23号	労働者	労働条件の変更に関する話合い	8.21	11.21	解決 (93日)	1回	あっせんに契機に自主解決促進
24年 (個) 24号	労働者	精神的苦痛に対する慰謝料の請求	8.31	9.25	解決 (36日)	1回	遺憾の意の表明等で合意
24年 (個) 25号	労働者	退職に関する話合い	9.21	10.26	解決 (36日)	1回	会社都合退職の確認等で合意
24年 (個) 26号	労働者	パワハラ及び休職に関する話合い	9.24	11.12	解決 (42日)	2回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 27号	労働者	離職に関する話合い	10.2	10.11	不開始 (10日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
24年 (個) 28号	労働者	未払賃金の請求	10.6	11.10	解決 (36日)	1回	雇用関係終了の確認等で合意
24年 (個) 29号	労働者	配置換に関する話合い	10.10	11.12	解決 (33日)	—	実情調査を契機に自主解決
24年 (個) 30号	労働者	解雇の撤回	11.19	12.11	打切り (23日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
24年 (個) 31号	労働者	離職に関する話合い	11.27	12.20	解決 (24日)	1回	会社都合退職の確認等で合意
24年 (個) 32号	労働者	謝罪及び損害賠償の請求	11.30	2.6	解決 (69日)	2回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 33号	労働者	未払賃金の請求	11.30	2.7	打切り (70日)	3回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
24年 (個) 34号	労働者	未払賃金の請求	11.30	2.7	打切り (70日)	3回	労使間の主張の隔たりが大きい ため
24年 (個) 35号	労働者	解雇に対する話合い	12.7	1.29	打切り (54日)	2回	労使間の主張の隔たりが大きい ため

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あつせん回数	あつせん結果 打切り理由等
25年 (個) 1号	労働者	配置転換に関する話し合い	1.17	1.18	取下げ (2日)	—	自主解決
25年 (個) 2号	労働者	契約期間途中の解雇	2.5	3.13	打切り (37日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
25年 (個) 3号	労働者	解雇に対する話し合い	2.7	3.19	取下げ (41日)	—	申請者があつせんを継続しない旨を表明
25年 (個) 4号	労働者	賃金の減額について	3.29		[係属中]		

※平成24年(個)第16号事件の処理日数については手続中断期間の49日を除く。

(2) 平成24年度取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
55	24	14	3	13	1
件数 (実数集計) [件]	処理状況 (実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
32	20	4	6	1	1

平均処理日数	41.3日
解決率	76.9%

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

(解決率 … (解決) ÷ {(解決) + (打切り)})

4 平成24年度の個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
385	98	50	129	68	40
件数 (実数集計) [件]	対応状況 (実数集計) [回]				
	あつせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介	
232	24	162	5	41	

5 取扱事件数等の推移

区分	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	1	1
労働争議調整 (新規受付)		4	1	4	0	2	3
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		19 (全国5位)	27 (全国3位)	29 (全国7位)	17 (全国8位)	30 (全国1位)	29 (-)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	98	136	110	194	304	232 (前年度比 0.76倍)
	重複	116	179	143	285	551	385 (前年度比 0.70倍)

区分	年度	23年度 上半期	23年度 下半期	24年度 上半期	24年度 下半期
	個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		14	16	16
個別労働関係紛争 労働相談	実数	138	166	139	93
	重複	243	308	251	134